

川崎市上下水道局デマンド・レスポンスの試行に係るアグリゲーション
業務総合評価一般競争入札実施要綱

(令和5年4月28日5川上経営第101号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が発注するデマンド・レスポンスの試行に係るアグリゲーション業務において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が上下水道局にとって最も有利な者を落札者と決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）により契約を締結するため、その実施について別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、資源エネルギー庁が平成27年3月30日に策定したエネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン（以下「ERABガイドライン」という。）において使用する用語の例による。

(ERABガイドラインの遵守等)

第3条 管理者が発注するデマンド・レスポンスは、インセンティブ型とし、ERABガイドラインを遵守して実施する。

(デマンド・レスポンスの試行に係るアグリゲーション業務の内容)

第4条 デマンド・レスポンスの試行に係るアグリゲーション業務は、次に掲げるものとする。

- (1) デマンド・レスポンスを実施する施設での調整力の確認
- (2) 確認した調整力を基にした実効性テストでの調整力の確定
- (3) 実効性テストの結果に基づく容量市場への調整力の提供

(4) その他デマンド・レスポンスの推進に関する支援

(落札者決定基準の決定等)

第5条 管理者は、総合評価一般競争入札において落札者を決定する基準（以下「落札者決定基準」という。）について、川崎市上下水道局デマンド・レスポンスの試行に係るアグリゲーション業務総合評価審査委員会（川崎市上下水道局デマンド・レスポンスの試行に係るアグリゲーション業務総合評価審査委員会設置要綱（令和5年4月28日5川上経営第102号）第1条に定めるものをいう。以下「委員会」という。）の審査を経て、決定するものとする。

2 管理者は、前項に規定する委員会の審査に当たり、あらかじめ、川崎市上下水道局デマンド・レスポンスの試行に係るアグリゲーション業務総合評価審査員（以下「審査員」という。）への意見聴取を行うものとする。

3 前項の規定による意見聴取において、落札者決定基準により落札者を決定しようとする場合において、改めて意見聴取する必要があるとの意見が述べられたときは、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、審査員から意見聴取するものとする。

4 審査員は2人以上とし、学識経験を有する者のうちから管理者が選任するものとする。

5 審査員の任期は1年以内とし、再任を妨げないものとする。

(入札参加者への周知)

第6条 管理者は、総合評価一般競争入札を行うときは、入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）に対し、公告により、次の事項を周知するものとする。

(1) 総合評価一般競争入札の採用に関すること。

(2) 総合評価に必要な技術提案等の資料の提出に関すること。

- (3) 落札者決定基準及び落札者の決定方法に関すること。
- (4) 総合評価に関する審査結果の公表に関すること。
- (5) 価格以外の評価（以下「技術評価」という。）の点数についての疑義及び照会に関すること。
- (6) 提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いに関すること。
- (7) その他必要と認めること。

（評価項目算定資料の提出）

第7条 管理者は、技術評価等を行うため、総合評価一般競争入札の入札参加者から次に掲げる資料（以下「評価項目算定資料」という。）の提出を求めるものとする。

- (1) 同種業務の履行実績
- (2) ISO9001、ISO14001又はエコアクション21の取得状況に関する書類
- (3) 本社、営業所等の所在地に関する書類
- (4) 障害者の雇用状況に関する書類
- (5) 男女共同参画に関する書類
- (6) 主観評価項目に関する誓約書
- (7) デマンド・レスポンスの調整力、発動回数、継続時間、達成率等管理者が指定する条件での報酬額

2 管理者は、評価項目算定資料の提出を受けた後は、当該資料を提出した入札参加者からの内容変更の申し出を認めないものとする。

3 管理者は、必要に応じて入札参加者から提出された評価項目算定資料についてヒアリングを実施することができる。

（技術評価等の点数の決定）

第8条 管理者は、技術評価等の点数を決定するときは、必要に応じて委員会

の審査を経るものとする。

(落札者の決定)

第9条 管理者は、総合評価一般競争入札の落札者を、別記「落札者決定方法」により決定するものとする。

2 前項の規定による決定の際に第5条第2項の意見聴取を行い、当該落札者の決定について審査員から異議が出た場合には、委員会の審査を経て、落札者を決定するものとする。

3 管理者は、落札者を決定したときは、当該落札者その他の参加者に適宜の方法によりその決定について通知するものとする。

(評価結果等の公表)

第10条 管理者は、総合評価一般競争入札により落札者を決定したときは、落札者その他の入札参加者の評価結果について川崎市ウェブサイト等を利用して公表するものとする。

2 入札参加者は、前項の公表があった日から起算して2日以内に、自らの技術評価について管理者に疑義の照会をすることができる。

3 管理者は、前項の照会を受けたときは、当該照会をした者に回答するものとする。

(評価項目算定資料に虚偽があったとき等の対応)

第11条 管理者は、入札参加者が提出した評価項目算定資料に虚偽の記載等明らかに悪質な行為があったと認められる場合には、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱（昭和63年9月1日63川財工第166号）の規定に基づき指名停止その他の適切な措置を講じるものとする。

(業務に要する費用)

第12条 デマンド・レスポンスの試行に係るアグリゲーション業務（以下「業務」という。）に要する費用は、落札者が負担するものとする。

(業務に伴う発明等)

第13条 考案、意匠、商標その他の業務で得られた発明の取扱いは、落札者との協議により定めるものとする。

(業務の成果の取扱い)

第14条 管理者又は落札者が報告、手法その他の業務の成果を第三者に知らせるときは、あらかじめ落札者又は管理者の同意を得るものとする。

(業務の中止)

第15条 管理者は、業務を継続することにより通常業務に支障をきたすと判断される場合又は天災等やむを得ない理由によりこの業務の継続が困難と判断される場合は、業務を中止することができるものとする。

2 管理者は、前項の規定により業務を中止する場合は、落札者に対し直ちに現場を業務実施以前の状態に復旧させるものとする。

(適用除外)

第16条 落札者が国、地方公共団体、大学等の公的機関である場合は、第14条又は第15条の規定の全部又は一部を適用しないことができるものとする。

(秘密の保持)

第17条 管理者は、入札参加者から提出された評価項目算定資料は公表しないものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月28日から施行する。

別記

落札者決定方法

1 総合評価の方法

総合評価一般競争入札においては、次の方法によって求められた総合評価点の最も高いものを落札者とする。ただし、最も高いものが2者以上いる場合は、指定する条件での報酬額が高いものを落札者とする。さらに、報酬額が同様の場合は、くじにより決定するものとする。

総合評価点の算出方法は、次の算式により求めるものとする。

総合評価点＝技術評価の評価点＋指定する条件での報酬額（消費税および地方消費税を除く）による評価点